

| 各種相談案内                                   |                                                               |                                         |                                                                   |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ※状況により中止になる場合があります。<br>※相談日が祝日のときはお休みです。 |                                                               |                                         |                                                                   |
| 相談名                                      | 日時                                                            | 場所                                      | 問合せ                                                               |
| 税務相談（予約制）                                | 8月10日（月） 10：00～12：00、<br>13：00～15：00                          | 市役所相談室<br>1-C（税務課前）                     | 税務課市民税担当（☎ 594-5518）<br>※ 8月7日（金）までに申込み                           |
| 福祉総合相談                                   | 毎週月～金曜日 8：45～16：30                                            | 共生福祉課地域共生担当（☎ 594-5517）                 |                                                                   |
| 行政相談（国や県等への<br>要望や苦情の相談）                 | 8月12日（水） 10：00～12：00                                          | 市役所相談室<br>1-G（市民課横）                     | 市民課市民相談担当<br>（☎ 594-5529）                                         |
| 市民相談                                     | 毎週月～金曜日 9：00～16：00                                            |                                         |                                                                   |
| 不動産相談（予約制）                               | 8月14日（金） 13：30～16：20                                          |                                         | 市民課市民相談担当<br>（☎ 594-5529）<br>※実施日の3日前までに<br>申込み                   |
| 法律相談（予約制）                                | 弁護士 毎週水曜日 13：30～16：20<br>司法書士 8月21日（金）、9月4日（金）<br>13：30～16：20 |                                         |                                                                   |
| 消費生活相談・<br>多重債務相談                        | 毎週月～金曜日<br>10：00～12：00、13：00～16：00                            | 消費生活センター<br>（市民課横）                      | 消費生活センター<br>（☎ 511-8800）                                          |
| 成年後見制度相談<br>（予約制）                        | 8月27日（木） 13：30～16：30                                          | 高齢者ラウンジ（☎ 592-1551）<br>※ 8月20日（木）までに申込み |                                                                   |
| 人権相談                                     | 8月25日（火） 13：30～15：30<br>（受付 15：00 まで）                         | 文化センター                                  | 総務課人権推進・男女共同参画担当<br>（☎ 594-5506）                                  |
| 女性相談（予約制）                                | 8月17日（月）・26日（水）、9月2日（水）・<br>7日（月） 10：00～16：00（1人 50分）         | 市役所相談室<br>2-C（環境課横）                     |                                                                   |
| 子どもの権利相談                                 | 毎週月～金曜日 10：30～18：00<br>（16：30以降の面談は要予約）                       | 市役所相談室<br>原則2-C（環境課横）                   | 子どもの権利相談（☎ 590-5011、<br>0120-0874-56 ※子ども専用）                      |
| 教育相談                                     | 毎週月～金曜日 8：30～16：30                                            | 教育センター（☎ 591-2176）                      |                                                                   |
| ことばの相談（未就学児対象）                           | 毎週月～金曜日 9：00～16：00                                            | 児童発達支援センター（☎ 592-8876）                  |                                                                   |
| 子どもの相談（育児、しつけ等）                          |                                                               | 子育て支援課児童相談担当（☎ 511-7702）                |                                                                   |
| 子育てなんでも相談                                | 毎週月～金曜日 9：00～17：00                                            | 児童館（児童館利用者支援事業担当☎ 592-9969）             |                                                                   |
| 緑のなんでも相談                                 | 9月7日（月） 10：00～12：00                                           | 総合公園（☎ 592-4050）                        |                                                                   |
| 心配ごと相談（予約制）                              | 8月19日（水）、9月2日（水）<br>9：30～11：30                                | 総合福祉センター                                | 北本市社会福祉協議会（☎ 593-2961）<br>※前日までに申込み                               |
| 結婚相談                                     | 8月15日（土） 13：30～15：30<br>（受付 15：00 まで、別日程希望は問合せ）               |                                         | 北本市社会福祉協議会（☎ 593-2961）                                            |
| 内職相談                                     | 毎週月～金曜日 8：45～16：30                                            | 産業観光課窓口                                 | 産業観光課商工労政・観光担当<br>（☎ 594-5530）<br>住宅増改築相談の当日の<br>問合せは（☎ 591-1111） |
| 住宅増改築（新築）・<br>リフォーム相談                    | 8月8日（土） 9：00～12：00                                            | 市役所相談室<br>1-I（市民課横）                     |                                                                   |

..... 〈広告〉 .....

補聴器のご相談は

☎048-577-4080

購入助成金  
北本市  
2万円  
令和8年5月～  
始まりました

認定補聴器専門店  
相談室ライカへ

来店予約はこちらから

北本市本町6-33-1北栄ビル102  
営業時間午前9時～午後5時（月曜定休）  
ご購入前に無料で6週間試聴貸出体験が出来るので安心です。 取り扱いメーカー Phonak WIDEX GN Signia Oticon

認定補聴器技能者  
柴田 治のお店

# 北本あんぜん情報 第142号

関くらし安全課交通・防犯担当（☎ 594-5522）

防犯情報等を配信中  
北本メールを  
ご利用ください➡

## 自転車盗難被害が 増加中

市内では、1月～5月に自転車盗難被害が30件発生しています。過去のデータによれば、被害の約半数が、戸建て住宅や集合住宅の敷地内で発生しており、盗まれた自転車の約7割が施錠のない状態でした。

発生場所

施錠の有無

### 防犯対策

- 「自宅だから」と安心せず、必ず施錠しましょう
- ワイヤー錠等で二重にロックしましょう

## 特殊詐欺被害 1月～5月で9件発生

市内にかかってくる詐欺電話では、こんなキーワードが使われています。

NTTです

電話代が未納

警察です

ビデオで取調べ

市役所です

還付金

銀行です

不正なカード

俺だよ

風邪で声が

郵便局です

国際郵便であなた宛てに違法な物が...

### 防犯対策

- 固定電話はいつでも留守番電話に設定しておき、録音内容を確認してから折り返すようにしましょう

## 暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ vol.198

「初心者でも在宅で簡単に稼げる」とのSNS広告を見つけて、副業をサポートするという事業者と高額なサポート契約をした。「月に30万円は簡単に稼げる」と言われていたので、消費者金融に借金して支払ったが、報酬が全然得られない」との相談がAさんから寄せられました。

スマートフォンでの簡単な操作だけでお金が稼げるとのSNS広告をきっかけに、事業者とメッセージアプリでつながり、最初の数日は指示された通りに作業して、数千円の報酬を受け取ることができていたが、その後はうまくいかなくなり、事業者から高額なサポート契約を勧められて契約してしまったという、Aさんのような相談が全国の消費者センターに寄せられています。

副業の紹介サイトには、詳しい作業内容は記載されておらず、「簡単に儲かる」ことだけが強調されています。高額なサポート契約を勧め、「お金がない」というと消費者金融への借金を勧め、消費者金融への借入を遠隔でサポートしているようです。

### 相談窓口

- 北本市消費生活センター（北本市役所市民課内☎ 511-8800）  
毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
10：00～12：00、13：00～16：00  
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎ 188へ（年末年始を除く）
- 埼玉県消費生活支援センター（☎ 048-261-0999）  
毎週月～土曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」（☎ 03-5614-0189）  
毎週土・日曜日 10：00～12：00、13：00～16：00

簡単に稼げるうまい話はありません。借金だけが残ってしまうことがほとんどです。「数量限定であり、残り数少ない」と言っていて契約を急がされることもあります。遠隔操作アプリをダウンロードするよう指示されたときは、一旦電話を切って冷静になる時間を取りましょう。

お困りの時は、北本市消費生活センターに相談してください。

副業サポート事業者に  
注意してください

20

2026年8月1日発行

広報きたもと No.1062

21